

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷二十第

行發日一月五年十正大

論叢

戰後に於ける獨逸の財産税を論ず……………法學博士 小川郷太郎
 利潤配分實施上の諸問題……………法學博士 田島錦治
 需要曲線供給曲線及び價格曲線……………法學博士 河上肇
 戰後獨逸の社會主義運動……………法學博士 河田嗣郎

時論

税制整理の主要問題に就きて……………法學博士 神戸正雄

說苑

舊岩國藩の製紙原料保護政策……………經濟學士 吉川元光
 我國在來の商業帳簿……………法學士 大森研造
 所得と勞賃……………經濟學士 堀經夫

雜錄

Lexisの公共福祉觀……………法學博士 財部靜治
 最近我國に於る地方費の組成と増加……………經濟學士 小山田小七
 國際勞働立法……………法學博士 河田嗣郎

説苑

舊岩國藩の製紙原料保護政策(一)

吉川元光

第一節 緒言

第二節 原料生産政策

第一、積極的政策、(一)楮畑の保護獎勵、(二)楮苗の保護獎勵、(三)楮樹の保護獎勵

本號所載

第二、消極的政策(茶畑の制限)

第三節 原料供給政策

第一、私人相互間に於ける楮の賣買に對する制限

次號所載

第二、藩の手による原料の蒐集と其供給

第四節 結論

第一節 緒言

舊岩國藩は現今の山口縣玖珂郡の大半並に同縣熊毛郡の一部を領有せしものにして、慶長六年吉川廣家出雲國米子より移りて府を岩國に開き、爾來明治の初年藩政奉還に至る迄、殆ど三百年

の間、余が父祖の藩主たりし地なり。其石高は六萬餘石にして、岩國、柳井の二町及八十五部落を有し。物産の重なるものは、米を主位とし紙、生蠟、綿これに次げり。而して紙と生蠟とは、藩の官營の下に支配せられ、綿は官設倉庫の設置ありて、特別の保護を受け、何れも相當の産額を擧げ居りしなり。藩の領域は、西北は宗藩毛利氏の地領玖珂郡山代地方、並に都濃、熊毛兩郡に連り、東方は小瀬川を距て、淺野氏の領地たる安藝國佐伯郡に接し、東南の大半は瀬戸内海に臨めり。地勢は沿海地方を除くの外、多くは山地にして、領内の北部を貫通せる岩國川の流域並に山間の盆地には、各所に肥沃なる耕地あり。溪谷地を除くの外、普く氣候温暖なるを以て、農作の業に適し、民心は概して順和の氣風に富めり。

以上舊岩國藩の狀態に關し、其一般を叙述せるが、更に進んで同藩に於ける製紙業の起因、及び沿革を述べ、以て藩が製紙の原料たる楮の生産を、保護奨勵したる所以を明にせん。

徳川氏の幕府を江戸に開き、四方に號令するに當り、最も力を致したるは、諸侯の駕御操縦にして、種々の政策を用ひて、其勢力の削減を圖りたるが、其最も巧妙なりしは、或は參覲の制度を設け、或は常に種々の課役を命じて財力を蕩盡減少せしめ、其實力の伸長を抑止したりしにあるべし。岩國藩に於ては、或事情によりて、參覲交代の勤はこれを免せられたれども、猶將軍の代替り、或は吉凶に際し重要な儀禮の行はるゝ場合、若くは藩主の家督を相續するに當りては、必ず出府參覲を要し、又幕府の直轄領地内に於ける大土工、若くは日光廟の修復、其他重要な大工事の擧げらるゝに際しては、必ず一定の負擔を課せられたるものにて、藩の舊記に徴すると

きは、殆ど數年毎に公役の賦課を餘儀なくせられたるを見るなり。斯の如き事情にありしを以て、藩の財政は他の大小諸藩と同様、餘裕に乏しかりしを推知せらるべく、從て藩は、其財政上の根本をなせる米の收納以外に於て、何等かの方法により、特別の收入を得るの途を發見せざるべからざりしなり。而して當時藩政府に於ける諸般の支出は、米穀を以てし、貨幣の流通は、藩札を發行して金屬貨幣の不足を補ひしと雖も、上述せし公役上納金の如き、或は領外よりする諸多物資の輸入の如き、對外的性質のものに至りては、必ず金屬貨幣に依らざるべからざりしを以て、藩は常に巨額の金屬貨幣を準備するの必要ありたれども、領内に一個の銀鑛をも有せざりし爲め、これが吸収は何等かの物産を輸出して、之を領外に需むるの要あり、然も其重要物産たる米の産出は、其多量を輸出するの餘裕なかりしにより、此點に於ても亦特種の産業を興して、これが産物を領外に輸出し、以て金屬貨幣の吸収に努むるの必要を有したるなり。藩が紙、生蠟、綿の生産を奨勵し、就中製紙と生蠟の業を以て官營に附し、大いに其隆盛を圖りたるもの、全く以上の事情に基けり。

抑舊岩國藩領内に於て製紙業の開發せられたるは、慶長年代にして、石見國並に玖珂郡山代地方の影響を受けたること尠なからざるが如し。元來石見國は中國山脈の北斜面を占め、山代地方は其南方、同山脈の脊梁地方に位し、岩國領の北部と境を接せり。而して此等地方に於ける製紙業の發達を見るに、石見最古くして漸次南方に傳播せられたるもの、如く、同地に於ける産紙は、今日に於ても石州半紙の稱あり、土佐半紙、大洲半紙と共に尙其聲價を保ち居れり。又山代は山

口縣玖珂郡の北部、本鄉村、廣瀨村地方、並に都濃郡須佐村地方の總稱にして、毛利藩の領域に屬せり。同地の製紙業も亦古き沿革を有するものにして、其濫觴は永祿年中、伊豫の人中内馬之允なる者、此地に來りて地方の人々に製紙の業を傳へ(註一)、次第に隆盛となり、毛利藩に於ては、既に慶長の末之を官營となして獎勵に努め、其製品は山代半紙の名を以て、早くより世に聞えたり。

(註一)中内馬之允は楮祖神と稱して同地方に祀られ、斯業に功績ありしを賞し、正五位を追贈せらる。

此の如く岩國領は其附近に紙の産地を有したるを以て、此等の地方に接近せる領内北方の諸村、即ち藤谷郷、河内郷(兩郷何れも十數ヶ村の小村落を含む)等の地方は、自ら其影響を蒙り、斯業の開發を見るに至りたるものゝ如し。又以上の外部的原因の外、此等地方は概ね山地にして耕作地に乏しかりし爲め、栽培の容易なる楮を植ゆるの有利なりしと、燃料を得るに易く、清水の潤澤なるため、製紙の業に適したる等の内部的原因も、亦斯業發達上看過すべからざる事なりとす。されど最初にありては其業微々として振はず、生産額の如きも算ふるに足らざりしが、寛永十七年藩政府が宗藩毛利氏の制度に倣ひ、紙に對する專賣制度を布き、大に斯業の保護獎勵に當りしより、俄然長足の發達を見ることゝなれり。始め藩政府は右制度の實施に先だち、藩吏を毛利藩の首郡、萩に派遣して、同藩の制度を取調べ、又吏員を大阪に派して販路の調査を命じ、同地商人との交渉に當らしめたるが、終に同年九月紙に關する制度を定めて之を實施するに決し、領内各代官に布達して其實行を命じたり、該制度こそ「紙の仕法しほう」と稱するものにして、當時に於ける

藩政府の達文は、實に左の如きものなりき。

覺(註二)

一、御領分紙之儀山代御藏入同前見取に被仰付候、紙豎横の尺板出し候間、無相違様に可被申附事

一、見取紙御藏本の外一切出し申聞敷候、諸所出口に番衆附置、在々々の横目も指出候、自然ゆけ紙於有之者後々にも相聞候とも、其者御法度に被仰付之儀は不及沙汰、庄屋刃禰も可爲出事候事

一、紙敷不足候者一廉過料可申付事

一、紙漉共日用之儀者米銀共に代官衆より貸附可被申候事

一、諸物賣其外諸商人ムサト入間敷候但農具又盞樽酒肴何も所帯方に入候物之類は、所の庄屋宛に共入候様に可被申付候事
付在々にて紙取遣之儀は不苦候賣物替りに取候共地下にて商賣可仕候事

右之通堅可被申付候、於辻者福原喜兵衛に山縣五左衛門被差副被仰付義に候餘萬事可被申談候以上

寛永十七年九月十七日

手 善 左 判

佐伯 六 兵 衛 殿

松坂 六 郎 左 衛 門 殿

(註二) 因に前掲第一項「見取に被仰付候云々」の意は、專賣制度の開始を公示したるものにして。第二項「見取紙御藏本の外一切出し申聞敷候」の意は、藩内に於て産出する紙は悉皆之を御藏本に納入せしめ、製紙業者各自の自由處分を禁じたるものなり。但該制度發布の當時に在ては、藩内に於ける紙の受授は之を許容したれども、後には此すら全く嚴禁せらるゝに至れり。右「御藏本」と稱するは岩國藩にありては、藩の民政財政を司る中央政廳にして、農工商事に關する政務は勿論、聽訟司獄に關する政務も亦同處に於て取扱へり。紙に關しては同廳内に「紙方」と稱する一課を設け、之に官貯倉庫を附屬せしめ、之を「御紙藏」と稱し、産紙は一切これに收納し、「紙方」の手に依りて之を處分せしめたり。藩政府の最も意を致せる

は、第二項後段に記せるが如く、紙の密賣即ち「わけ紙」の禁制にして、此禁を犯したるものは重料に處せられたるのみならず、犯罪者を出したる地方の庄屋刀禰も、亦これに對し相當の責任を負はざるべからざりしなり。第五項に諸商の撰りに農村内に入出入する事を禁じたる事も、亦密賣防止の目的より起りしものと察せらる。次に藩内に於て製紙の業に従事するものには、其氏名と製造高さを届出さしめ之を帳簿に登録し、其製造高の豫定の數量に不足したる場合は科料に處し（第三項參照）、又製紙に要する費用は勿論、紙商人日常の生活費を貸與して、厚き保護獎勵を加へたり（第四項參照）。

これより後藩政府の紙に關する制度は年と共に複雑を加へ、監督上必要なる諸般の組織も次第に完備し、斯業督勵に關する布達も隨時發布せられ、政府の保護干渉は周到餘す處なかりしを以て、其事業は異常の發達を爲し、岩國紙の聲價は普く四方に喧傳せらるゝに至れり。彼の有名なる近松の淨瑠璃「天綱嶋時雨炬燵、紙屋の段」は當時の大阪紙商人を描寫せるものなるが、其句中「此晦日に岩國の仕切銀に才覺はしたれども云々」とあるを以て見るも、當時一般に岩國紙の普及し居りしを知るべく、又天保十三丑年三月大阪町奉行、阿部豊後守より幕府への伺出書（註三）を見るに、岩國紙は當時の標準紙たりしものゝ如く、當時其聲價の如何に噴々たりしかを察知せらるべきなり。

（註三）「諸色取締方之儀に付奉伺候書付」の内、此義國々より大阪へ相廻候諸紙の内其領主、地頭、藏物の分は藏紙と唱、夫々藏屋敷より拂出候度毎、大阪紙商人入札を以て引受候、其餘脇紙と唱、西濱問屋へ廻著致候百姓町人商物をも右問屋より同様引受、地賣は勿論江戸其外諸國へも積送候由之處、近來直取別而高直に相成候趣相聞候に付取調候處、右紙の儀は中國筋より重に相廻、平常藏紙引受高一ヶ年十三萬丸内外程有之、相場の義も諸紙の内重立候、岩國紙大ぶ入、一丸に付銀百三十目内外に有之候處、近年諸國違作米價高直の節より、一般に農業の方へ心を寄せ、紙草仕付不行届、其上近年中國筋洪水

にて楮及水損候に付、植足杯致候場合も有之趣に候得共、まだ紙罷立候場合には不至、旁不融通相成候に付而は諸紙廻著も相減、去丑年中藏紙引請高八萬三千二百丸餘ならずは無之、其上此節紙拂底の時合を見込入札直段糶上、當時前段岩國半紙一丸に付代銀貳百拾匁餘の相場に有之、其餘の紙も右に准し高直に相成、一統難儀いたし候事之由相聞申候云々(大阪府史五、六五九頁)。

されば其産額の如き最初は僅に一千丸(岩國藩にては半紙六百帖を以て一丸とす)内外に過ぎざりしもの、次第に増加して數千丸に達し、元祿、天明の頃には、一萬五千丸を輸出するの盛況を呈したるが、時勢の推移に伴ふ諸般經濟狀態の變化は、藩の官營たりし斯業の上にも影響を免れず、動もすれば品質の低下、産額の減退を見んとし、安政年代には僅に四五千丸の輸出額に過ぎざりしことあり。斯る場合に於ては、藩は百万經營、全力を傾倒し品質の向上、産額の増加を圖りて明治の初期に及べり。然るに廢藩後は著しく其産額を減じ、今日に於ては只昔時の名聲を止むるに過ぎず。

岩國藩に於ける産紙の大部分が、主として大阪に輸出せられたること、以上述ぶる處の如し。藩は最初二三の吏員を同地に出張せしめ、販賣の業務に當らしめ居りしが、輸出高の増加するに伴ひ、商取引の繁雜に赴けると、且つ一方に米穀其他の輸出あり、又大阪商人との間に藩債を起すの必要を生じ來れるが如き事情により、寛文七年諸藩のなす處に倣ひ大阪藏屋敷を置き、物産の販賣、并に藩債の處理に當らしむることとなりしより、大阪に於ける紙の販賣は、圓滑に行はれ、紙の製産上にも、極めて有利なる影響を見たりき。今大阪藏屋敷の組織の概要を示せば、御

留守居一人、紙方二人、勘定方一人を主なるものとし、これに數人の下役人（筆者一人、目附一人、御作事方一人、從者數人）を附せり。即ち御留守居は、諸般交際上の部面を擔當し、紙方は紙の販賣、勘定方は各債權者との交渉、并に金錢出納等のことに當れり。

岩國藩に於ける製紙業の沿革は、以上略述せる處の如し。以下本論の主題に入り、藩が如何なる方策により、製紙原料の保護獎勵に力を盡せるかを述べし。

第二節 原料生産政策

岩國藩内に於ける製紙業は、領内全土に亘りて行はれしにあらず、主として東北方の山地に限られたり。されば該地方にありては、原料の生産に力を注きたるべきも、原料の需要なき遠隔地の農民は、交通機關の備はらざりし當時、其生産に冷淡なりしは蓋已むを得ざりしならん。元來右製紙地方の紙漉人は自ら楮畑を所有して楮を耕作し、不足は附近より買入れて之を補ひしものなるが、耕地の關係上原料の生産高には限あるを以て、多量の紙を製造せんとするには、紙の製造の行はれざる地方に、原料の供給を仰がざるを得ざりしなり。此の如き事情なりしを以て、領内に於ける紙の製産高を増加せしめ、斯業の隆昌を圖らんとするには、製紙業の行はれざる遠隔地の農民を鞭撻して、楮の栽培を獎勵し、以て原料の潤澤を圖るの要ありしものにして、藩政府は深く此等の事情に留意し、原料の生産を獎勵するに當りても、獨り紙漉地方の村々に對してのみならず、廣く全般に亘りて之を督勵し、領内全土に於ける總生産高の増加を圖るに努めたり。以

下個々の政策を、積極、消極の両方面に分つて觀察せん。とす。

第一、積極的政策

一、楮畑の保護奨勵

楮の増加政策として先づ述べべきは、新畑の開墾なり。即ち藩當局に於ては領内地下役人(庄屋、刀禰)に令して、楮の植附に適すべき新畑の調査を行はしめ(註、四)、又廣く布告を地方に發して、楮畑に適當すべき新地を發見したるものは、其旨を届出でしめ、其届出ありたるときは吟味の上開墾を許可せり(註、五)。而して該土地拂下の際には、地面内の樹木等に對しては、相當の代價を徴したれども、土地の狀況に依りては、調査の上無償にて之を拂下げ(註、六)、又新畑開墾希望者にして、之に植付くべき楮苗の代價を支辨すること能はざるものは、之を代官所へ申出でしめ、其資金を貸與せり(註、七)。

(註、四) (註、六) 例へば寶永五年三月「楮畑の儀に付て役人被差廻候御書附」の内に左の條項あり

「此度楮新畑被仰付候條、於在々見合可被仕候事」

「今度楮新畑望の者只今迄有之材木其外賣方にして遣候事、然共所柄により吟味次第代なしにしても可遣候事」(私藏寫本、

證記拔萃類聚二四)

(註、五) 例へば貞享元年七月、在方へ被仰渡候書付」の内に左の條項あり

「楮畑可成所柄有之は可申出、見分の上被仰付候事」(前出、證記拔萃二三)

(註、七) 例へば元祿十八年「紙の儀に付て御書付」の内に左の條項あり

「楮畑に成立處柄有之候へば隨分吟味仕候て、新畑望出可申候楮苗代面々仕出難成候はゞ代官へ申出次第遂々儀取替可申事」

(前出、證記抜萃二二)

此の如く當路者は楮畑の開發を奨勵すると同時に、他方既成耕地の維持改良に努め、時々令を發して、畑地の荒廢に歸せざる様守護を加ふべきを諭し(註、八)、或は期節に應じ耕耘に緩急なからんことを注意せり(註、九)、而して既に荒廢に屬し全然其地相を一變したる古畑と雖も、楮畑に開戾の出願あるときは、該地域の山林として藩に特別收益の見込ある場合の外は、前述新楮畑の開墾と同一の方針により、該地域内樹木の代價を徴收して拂下を行ひたり(註、一〇)。

(註、八) 例へば貞享元年七月、在方へ被仰渡書付(其一部は既に前に引く)の内に左の條項あり

「御公領、給領共に楮畑不荒廢に念を入可申候事」(前出、證記抜萃二二)

又元祿十年八月、紙の儀に付て御書付」の内に左の條項あり

「楮畑主に念を入れ楮摺り不申様に仕候事」(前出、證記抜萃二二)

(註、九) 例へば元祿二年六月、在々へ耕作の儀に付て五下代へ役人被差出候時の書付」の内に左の條項あり

「楮中打守護の儀、去夏役人差廻し申付候分に時々念を入れ楮摺り不申様に仕候事」(前出、證記抜萃二二)

又元祿十年六月、紙の儀に付て御書付」の内に左の條項あり

「楮畑中打の事應時節無緩標可被申付候、時々紙衝目差廻見合可申付事」(前出、證記抜萃二二)

(註、一〇) 例へば寶永五年三月、楮畑の儀に付て役人被差廻候御書付(其一部は既に前に引く)の内に左の條項あり

「先年よりの楮畑近年荒地に相成松其外野立申處も有之此度實戾しの斷有之候、然らば楮石を引立山に被仰付御勝手と有之所の分は楮石を引立山に可被仰付事、然共御勝手も無之と見及候處は望の通開戾しに被仕、材木の分は賣方にして、枝葉は地主へ遣候事」

「此度楮畑に被仰付候ても新不如意の所柄分は幸の地相と有之候ても被仰付箇數候事」(前出、證記抜萃二四)

此外藩當局は畑地の開墾獎勵の爲め、楮苗代貸付金の利子を免じ(註、一一)、又地方の事情によりては、保護を要する程度により「御救開」御手添開おすくひらきをてすへらさと稱し開墾に要する出費の全部又は一部の補助をなせり(註、一二)。

(註、一一) 例へば寶永五年三月、楮畑の儀に付て役人被差廻候御書付(其の一部は既に前に引く)の内に左の條項あり

「開墾しの楮苗代は利留には不被仰付候事(前出、證証按萃二四)

(註、一二) 文政四年、半紙黒保受拂算用狀に「御救開」御手添開の記載あり

二、楮苗の保護獎勵

楮畑の開拓と共に藩政府の意を致したるは楮苗の培養なり。即ち藩は楮畑所有者に命じて、毎年楮一釜分に對し、六本の割合を以て楮苗を上納するの責任を負はしめ、地下役人をして、此等楮苗の仕立に關する狀況を報告せしめたり(註、一三)(註、一四)。而して此等耕作者の上納したる苗は、配付に都合よきやう各村に分置し、新たなる楮畑の開墾、若くは楮の改植等のために生ずる需要に應じて、適宜(後に述ぶる如く有償若くは無償にて)之を配付せしものとす(註、一五)。

(註、一三) 岩國地方に於ける楮蒸製の方法は、先づ楮釜を備へつけ、釜の上に簀を横たへ、之に生楮の把束したるもの(普通四把を容る)を立て並らべ、丈長き桶を其の上に被ひ、蒸煮したる後、楮皮をはぎとりて乾燥せしむるもので、これを半楮と稱したり、而して右一釜には生楮三十六貫目を入れるべきものと定められ、此一釜を一把と稱し、楮の收穫高計量の單位としたるもの、如し。

(註、一四) 例へば元祿十三年九月、楮の儀又は紙の儀に付て被仰渡書付の内に左の條項あり

「楮苗取置候へこの儀は去年以來度々の事候、楮一釜分作候ものは、苗六本宛かこひ置、支配の儀紙横目方へ地下役人より

「可申出事」(前出、證記拔萃二三)

又寶永二年紙仕法御ケ條」の内に左の條項あり

「楮苗釜別六本宛、カコヒ置、地下役人より紙横目方へ申出候事」(前出、證記拔萃二四)

享保五年九月紙漙百姓共へ御仕法の儀につき書付」の内に左の條項あり

「楮苗カコヒ置候て地下役人より紙横目方へ可申出候事」(前出、證記拔萃二四)

享保二十年、在方御ケ條」の内に左の條項あり

楮苗御定の通釜別六本宛圍紙、紙目付へ可申出候、楮持候もの内々心に懸可申候事」(私藏寫本、在方御箇條)

(註、一五) 文政四年、本紙黒保受抽算用狀」(私藏、舊記録)に藩に買上後の苗は赤谷村以下十五ヶ村に預け置かれたる、

と、此に對し地代を支拂ひたることの記事あり

此の如く楮畑所有者は、必ず毎年一定の楮苗を培養すべき義務を有せしが、右は其の最下限を規定せしものにて、其の規定以上に苗を培養することは、勿論各自の自由に屬し、且つ之を他に賣買することも一般に許可され居たり。

藩にて徴收したる楮苗の拂下は始め其代價を支拂はしめたるが、元祿年代には苗代の支拂を猶豫してその利子を徴し(註、一六ノ一)、寶永には右貸付金に對する利子を免じ(註、一六ノ二)、進んで享保二年には無償拂下をなすに至れり(註、一七)。

(註、一六の二) 例へば元祿十年八月、紙の儀に付て御書付」の内(其一部は既に前に引く)に左の條項あり

「楮苗代面々仕出難成候はゞ代官へ申出次第遂安儀取替可申事」(前出、證記拔萃二三)

(註、一六の二) 例へば寶永五年三月、楮畑の儀に付て役人被差廻候御」書付(其一部は既に前に引く)の内に左の條項あり

「開展しの楮苗代は利留には不被仰付候事」(前出、證記抜萃二四)

(註、一七) 例へば享保二年十二月、紙漉百姓共に申渡の書付」の内に左の條項あり

「楮苗代の儀只今迄は貸入利留にして追て相調候物格に候得共、當春植付候苗代の儀は楮成立の爲に候條被指免候間、隨分守護等能仕候様に可被申付候事」(前出、證記抜萃二四)

以上の外藩は楮苗賣買の時期を一定し、且つ取引完了後既に畑地に定植せられある苗を轉賣することを禁じ、以て一方賣買の不正を取締ると共に、其發育の良好と統一を圖りたり(註、一八)。

(註、一八) 例へば貞享二年丑九月六日、御領内楮賣買仕様の儀代官方への書付」の内に左の條項あり

「楮苗賣買の儀は十月朔日より同晦日迄に可被申附候夫より前後停止の事」

附苗賣方仕候は、苗の先切間敷候生付さは楮賣買可仕候事

附畠に植候苗は悉先を切候て植へさせ可被申候然時は若賣買の苗に先を切持廻り候は、見合次第押取人柄代官へ訴可申候事

苗賣買の儀も双方證文に庄屋とも裏書調可差出候事」(前出、證記抜萃二三)

三、楮樹の保護獎勵

紙の取引は藩の專賣事業たりしと雖も、藩は只既製品たる紙を徵收販賣したるものにして、其原料の栽培に至つては全く私人の自由に委し、殆ど自ら直接に經營する所なく、只之に大なる保護と嚴重なる監督とを加へたりしのみ。これを以て農民間には一般に楮を植ゆるの風習を生じたるが、楮の培養に就ては、藩は地下役人に時々訓令を發し、農民をして緩急なく楮の保護培養に従事せしむべきを命ずると共に(註、一九)、直接農民に對しては、楮一本たりとも餘分に植ゆる時

は、納税の補助、自家の利益となるべきにより、勉めて楮の増殖を圖り、物端の地にも植付け、古楮は之を改植し、生産の増加を圖るべき旨を諭せり(註、二〇)。

(註、一九) 例へば享保二十年、在方御簡條の内に(其一部は既に前に引く)左の條項あり

「楮畑守護相意候故か近年楮減り申由候向後無緩守護致し成立候様役人共心遣可仕候事」(私藏、舊記録)

元文三年八月、在方御簡條の内に亦前記と同様の記事あり

寛文三年十一月、楮の儀に付て在中へ被仰渡の内に左の條項あり

「一、先年より御帳面へ附候山畑其外の楮修固疎にあらし候はゞ其者作分の古地に付候新楮御帳に附取御年貢取納可被仰付候事

一、古楮に成り御帳面の楮失候はゞ楮繼續て最前よりの楮高不廢様に可相心得の旨手堅可被申聞事」(前出、證記拔萃二二〇)

(註、二〇) 例へば寶永五年七月、井上源右衛門遍在の時在中へ申渡候書付の内に左の條項あり

「紙漉在所は不及申其外にても楮畑など抱候ものは、隨分念を入れ修護可仕候、畠中は勿論、畠邊或は岸、或は土手の様成る所へも植付さへ相成候はゞ楮一本にても育て置候へば勝手に相成事候、紙漉候者は増漉仕り、畑以て勝手に相成候段不珍事候條綴せ仕る間敷候事」(前出、證記拔萃二四)

享保二十年、在方御簡條(其一部は既に前に引く)の内に左の條項あり

紙漉かざる百姓たり共、山畑、畠べり其外物端に楮植置可申候、左候時は御地子銀の便旁勝手能段勿論の事(私藏、舊記録)

楮作奨勵の爲め藩の執りたる方策は、耕作宜しきを得たるものには、其成績に鑑み等差を分ち、夫れをそれ賞を施して之を激勵し(註二二)、或は楮畑耕作に要する費用の低利貸付(畑打飯米)を爲し(註、二三の二)、又年々の原料相場を公定し、且賣行思はしからざる場合には該價格を以て買上ぐべきを保證して、生産者の利益を確保し(註、二三の二)、畑地に植えたる楮に對しては二重の課税

を避け、單に畠地子のみを徴し、楮に對する租税は之を免じたり(註、二三)。

(註、二二)例へば元文三年八月、在方御箇條の内に左の條項あり

「守護等宣敷有之候者之義、御褒美可被下候事」(私藏、舊記録)

「文政四年」本紙原料保護用狀に據るに楮畑開發後三ヶ年以上を經過したるものにして其經過良好なるものへ稱美銀の給與をなしたる實例左に

三ヶ年目稱美銀給與のもの

上作楮畑三十一丁九反六畝歩 壹反につき十匁づゝ

中作楮畑十五町三反七畝歩 壹反につき五匁づゝ

六ヶ年目稱美銀給與のもの

上作楮畑七町七反五畝歩 壹反につき拾匁づゝ

中作楮畑七町三反六畝歩 壹反につき五匁づゝ

「同算用狀」に「楮作出精に付荒瀬村龜松、神代村藤兵衛へ拾匁づゝ下賜」の記事あり

(註、二三)の(一)例へば享保元年十二月二十六日、吉川武太夫殿職入依御箇條明る正月二十一日被仰渡候書付の内に左の條項あり

「紙の儀物積申候處に近年は員數次第に減少有之候畢竟年次惡敷故にて可有之候、然共紙漉の儀は古來より別而致置近年は猶更勝手向の沙汰申付來候處に楮の守護等鹿相にいたし楮不出來にて紙數減少の通役入方申事候、就夫當春よりは楮畑打飯米別紙の通利安にして貸付可申候間、紙漉者不及申隨分守護念を入れ段々漉増有之候様に手堅可申付候、此外勝手向の儀追々遂證認可被申出候物行次第にて了管の沙汰可申付候」(前出、證記抜萃二四)

(註、二二)の(二)例へば享保六年十二月、楮の儀に付下代方へ御書付の内に左の條項あり

「立楮等楮共に紙漉手の外楮持の者共賣方不相成時は、其段紙藏へ訴候者其仕配可申付候事」(前出、證記抜萃二四)

又享保二十年、在方御箇條の内(其一部は既に前に引く)に左の條項あり

「自然椿拂方の手次悪敷候は、役人へ可申出候、相當の直段を以て買方可申付候事」(私藏、舊記録)

又天文三年八月、在方御箇條の内(其一部は既に前に引く)に左の條項あり

「秋に至り切薪の時分直段の儀紙方より年並之積りを以て損失無之様に見合可申付候」(私藏、舊記録)

(註、二二)例へば寛文三年十一月、椿の儀に付て在中へ被仰渡書付」(其一部は既に前に引く)の内(左の條項あり)

「在々御藏入給領共に自今以後古地の田畠椿植付候共椿の御年貢は可被差免候條植付候様可被申聞候事」(前出、證記抜萃二
三)

寶永二年、紙仕法御箇條の内(其一部は既に前に引く)にも左の條項あり

「畠地子有之處は椿植付候ても御地子銀の外格地子の沙汰不及候間隨分椿植付候様可被申付候事」(前出、證記抜萃二四)

此の如く藩は一方生産者に保護を加へ、事業の發達を期すると共に、又一方嚴重なる命令を發し、以て椿樹の保護をなしたり。今此に關する注意の如何に周到なりしかを記さんに、元來椿樹は冬期生育の止まりし時に伐採すべきものにして、春期生育の開始後に伐採する時は、發育を阻害するものなるに、往々生産者中には椿の伐採を怠りて春期に至るものあり。これを以て椿の伐採は必年内に行ふべきことを嚴命し、命に従はざりしものあらば、吏員を派遣し、延引の理由を調査せしめし上、事情によりては相當の制裁を加ふべき旨を告げて、其緩急を戒め(註、二四)、又椿皮は剣易くして容易に窺取せらるべきものなるを以て、椿の賣買は必ず生椿のまゝ、若くは精製品にて行ふべきものと定め、椿皮の賣買を制限し、以て椿畑に於ける生皮の窺取を防止し、椿樹の被害を輕減し(註、二五)、或は當時野獸のため椿樹の害を被ること大なりしかば、賞を懸けて

鹿、兎等の驅除に努めたり(註、二六)。

(註、二四)例へば享保六年十二月、楮の儀に付下代方へ御書付に其一部は既に前に引く)の内に左の條項あり

「立楮近年は筋分過候ても、切取不申故春に至り楮立口悪敷事候條、向後は年内に切取候様手堅可被申付候事。付年内切取不

申春へ越候時は見分指出詮議の上延引の仔細意度相尋させ可申候に前出、證記抜萃(二四)

(註、二五)例へば寛文十三年九月、紙仕方書付御箇條の内に左の條項あり

「愈き楮賣買の儀一切仕間敷候、自然山奥谷底などに有之立楮にて作難成候はゞ庄屋へ斷申出で、分別の上何分にも賣立可仕事」

(註、二六)文政三年楮樹保護の爲め鹿兎を捕殺したる者に對し稱美録を給與したる實例左に(私藏、舊記録、文政四年本紙 照係受辨算用狀)

一、米、二石ハ斗五升 鹿二十五疋

鹿子 五疋

但鹿一疋につき米一斗宛

鹿子一疋につき米一升宛

一、米、九斗二升 大兎四十六疋

但大兎一疋につき米二升宛

一、米、九斗一升 小兎九十一疋

但小兎一疋につき米一升宛

此の如く藩は種々の方法を設け、農民を督勵して楮生産の増加を圖り、始終其生産状態を調査して、成績の顯著なるを見るときは、其事實を告げてこれを褒賞し、且楮作の業は國益増進上極

めて重要な事なるを以て、之を國務と同視し益々其業に精勵すべき旨を訓諭し激勵する處ありたり(註、二七)。

(註、二七)例へば文政四年被仰渡御箇條の内、紙源中并惣中の申渡に左の條項あり

「御領内楮作之儀此二三ヶ年生立宜敷相聞候、是全時々申渡候筋實意に相心得、見守護等精を出し、御爲條を第一に相守候故之儀神妙之事候、就而は紙漉増相成事に候得者、我人緩せば無之事に候得共、一入精を出、追々以前の丸敷に立直り候様相心得、兎角名産の詮を不失候様、随分念入漉立可致候、猶楮作の儀紙漉共は不及申、總百姓中に在いても御所務同様に相心得彌見守護等無怠、御仕法筋實に相守往々一方の御利益に相成様、心懸肝要に候事(私臆、舊記録)

楮の生産に對する藩の努力は、單に右獎勵保護のみに止らず、藩自ら領内に於ける堤防若くは路傍の空地に、楮の植付をなし、又藩士の庭内にも、其身分の高下を問はず、必楮三株を栽培し其保護に注意すべきことを命じたるが、世俗これを稱して「三株楮」と云ひ慣せり。

第二、消極的政策(茶畑の制限)

元祿の頃社會風習の奢侈に流れしに伴ひ、茶の價格俄に騰貴したれば、領内茶作の業に従事するもの頗る増加し、楮畑に茶を植ゑ、或は楮畑を廢して茶園となすもの續出し、楮の産額徐々に低下するの傾向を呈せしより、當局は茶畑に制限を加へ以て楮畑の減少を抑止せり。即ち元祿年中には楮畑に茶を植ゆる事を禁じ(註、二八)、次で寶永年中には楮畑は勿論其他の土地にても茶を植うるには當局の許可を必要なりとし、若しこの禁を犯す者あれば、其所有の田畑を悉く沒收すること、し(註、二九)、下つて、享保年中には茶畑、楮畑共に農民各自任意にこれを増減すべからざる旨を布告し、且茶に對しては新に租税を賦課し、以て茶作の盛ならん事を防遏せしが(註、三〇)、

後年茶の價格益々騰貴し、右の方法を以てするも茶畑の増加を取締ること能はざりしを以て、茶租を廢して遂に茶の輸出禁止を斷行するに至れり(註、三一)。

(註、二八)例へば元祿九年九月六下代へ被仰越候御書付并横書の内に左の條項あり

「椿畑の茶の木付候事堅く無用の事候、此以後新規に付候分は其知取上可申事(前出、證記抜萃二二三)

(註、二九)例へば寶永五年七月「井上源右衛門廻在の時在中へ申渡候書付」(其一部は既に前に引く)の内に左の條項あり

「此以後椿畑は不及申、田鼠のへりたりとも茶園付候時は、代官方へ申出て免許の上にて付可申候、自然許なしに茶園付候時は持掛り田畑取上可申候事(前出、證記抜萃二四)

(註、三〇)例へば享保二十年、在方御ケ條(其一部は既に前に引く)の内に左の條項あり

「近年椿畑の茶を植込候付椿段々減候又一向茶畑に直し、畠にも漸々茶植付守護仕候によつて、御國名産の紙減候而、渡世の便迄も悪敷相成候事候、茶楮ともに勝手の増減は有之間敷候、楮成立候時は紙も増候所を能々可相心得候、自然楮拂方之手次悪敷候は、役人の可申出候、相當の直段を以て買方可申付候事。付茶畑の分は向後は見分の上茶地子の沙汰可申付候事(私藏、舊記録)

(註、三一)例へば元文三年八月、在方御箇條(其一部は既に前に引く)の内に左の條項あり

「近年椿畑の茶を植込候に付椿段々減候、又一向茶畑に直し畠にも漸々植付候によつて、御國名産の紙減し候而銘々渡世之便もあしく相成事候、然者前度中間置候茶地子の沙汰可申付候得共、其儀一向被差止、他所賣被差留候事(私藏、舊記録)